

医事関係訴訟委員会

鑑定人候補者推薦依頼事案アンケート結果

最高裁判所民事局

本アンケート結果は、最高裁判所医事関係訴訟委員会を通じて日本医学会所属の学会から鑑定人を御推薦いただいた事案について実施したアンケートのうち、平成26年1月から平成28年10月末日までに回答のあったものを集計したものであり、集計に当たっては、同委員会事務局において分類、類型化等を行ったものである。

本アンケートに対して、裁判所からは28、鑑定人からは37、代理人からは47の回答があり、代理人の内訳は、原告又は控訴人の代理人21、被告又は被控訴人の代理人25、その他補助参加人等1であった。

各問の後に括弧書きで、裁判所、鑑定人又は代理人のいずれに対するアンケート結果であることを記載している。

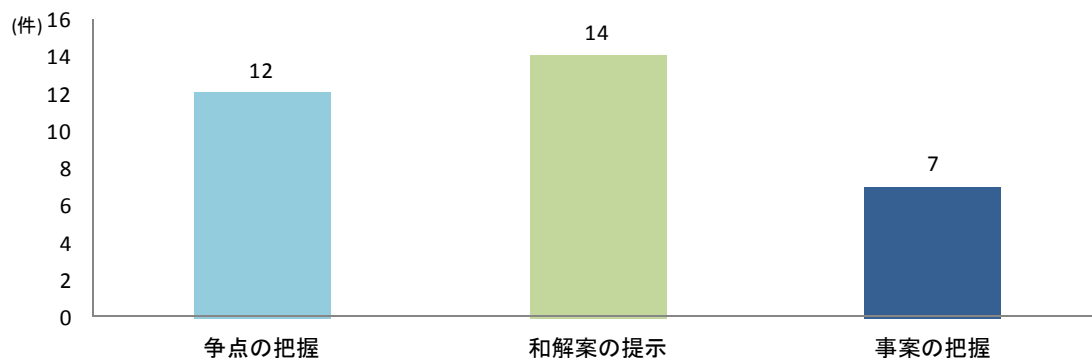
裁判所・代理人からの回答

問1 本件事件はどのように終わりましたか（裁判所）



問2 鑑定書が特に役立ったと感じるのはどの場面ですか

（裁判所・複数回答あり）¹



¹ 判決で終局した事案については、概ね全事件で判決書に引用等をしていることが想定されるため、単に判決書に記載したことは回答の対象から除外している。

問3 鑑定書について何か感じたことはありますか（代理人）



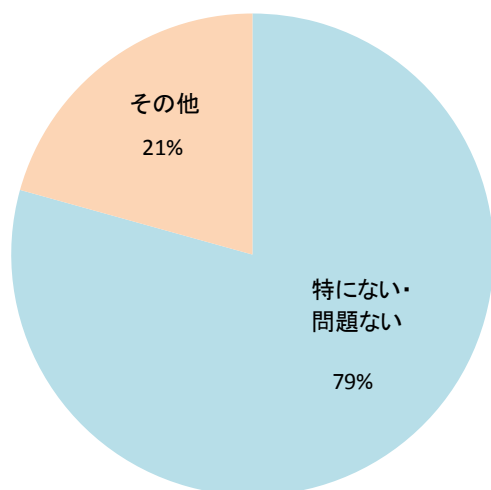
「適切であった」には、記載が明確で説得的な内容であった、速やかに提出されたといった意見が多くみられたほか、事件当時の医療水準に則した適切な内容であったという意見がみられた。

「もう少し記載してもらいたい部分があった」には、結論に至る理由をもう少し記載してもらいたいという意見や、一義的ではない記載があったという意見がみられたほか、鑑定事項に対する応答はもう少し記載をしてもらいたいという意見があった。

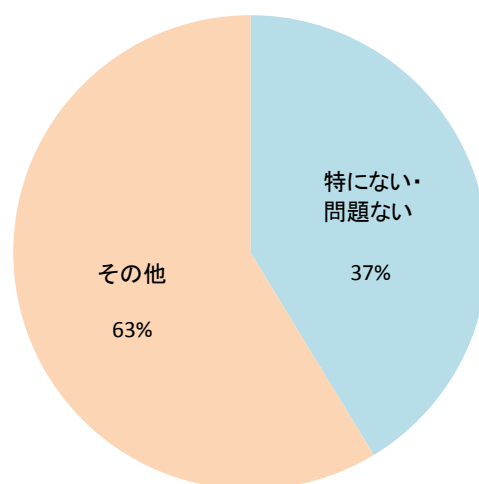
「その他」には、鑑定事項とは少し離れた記載がみられたとの意見があったほか、まれな疾病であったためか鑑定書の提出までにやや期間を要したとの意見もみられた。

問4 その他鑑定の手続について感じたことはありますか。

(裁判所, 代理人)



<裁判所>



<代理人>

裁判所からの意見

「問題ない」の意見として、速やかに鑑定書を提出してもらった、適切な専門分野の鑑定人を推薦してもらえたなどの意見が多くみられたほか、事前に相談してもらえたことで鑑定書に記載してもらいたい事項を確認できたとの意見もみられた。

また、「その他」の意見として、裁判所として鑑定事項についてより詳細に打ち合わせるべきであった、鑑定人候補者の受任意思をより慎重に確認すべきであったなどの意見がみられた。

代理人からの意見

「問題ない」の意見として、適切な鑑定人を推薦してもらえたという意見が多くみられたが、他方、「その他」の意見として、ミスマッチを感じたという意見もあった。

また、その余の「その他」の意見として、鑑定人や鑑定事項が決まるまでの時間を短縮してもらいたいという意見が多く見られたほか、当該事案の地域から離れた地の専門家を選任するなど利害関係に留意してもらえるとよい、鑑定人質問をもっと活用すべき、当事者本人の診断もしてもらいたかった、裁判手続の早い段階で医師の意見を取り入れるべきなどの意見がみられた。

鑑定人からの回答

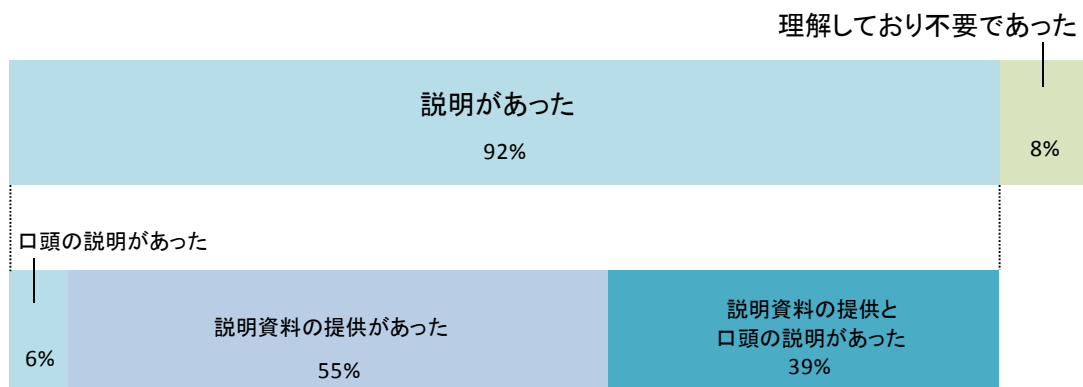
問5 あなたが民事事件の鑑定人に選任されるのは何回目ですか。

(鑑定人)



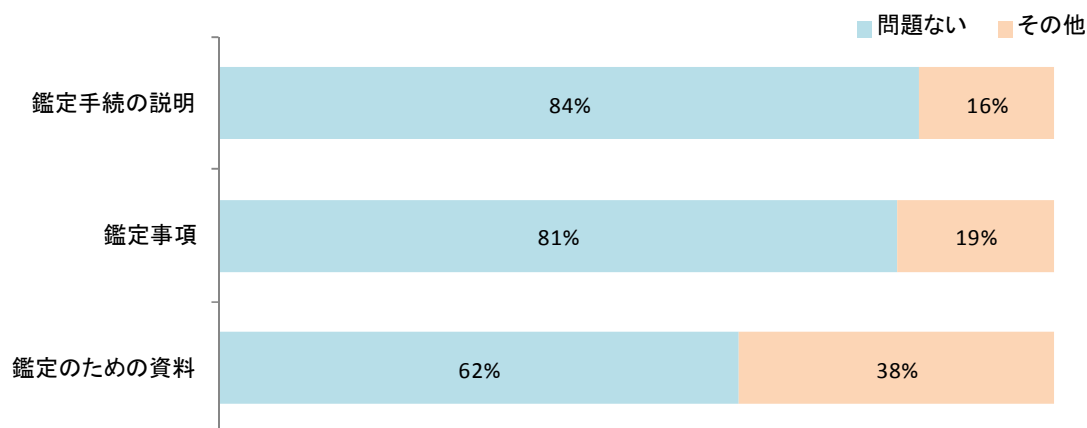
問6 あなたが鑑定人に選任されるにあたり鑑定手続の説明はどの

ような方法で行われましたか。(鑑定人)



問7 鑑定手続の説明，鑑定事項，鑑定のための資料について感じ

たことはありますか。（鑑定人）



「鑑定手続の説明」について

「問題ない」の意見には，鑑定人 CD-ROM などの説明資料があって分かりやすかった，詳しく丁寧に説明してもらえたというものがみられた。

また，「その他」には，鑑定書の例を添付する，鑑定書書式例をより現実に近い事例にするなどされてはどうかという意見があったほか，説明内容からすると裁判所に出向く必要はなかったという意見や，専門用語が分かりにくかったという意見もみられた。

「鑑定事項」について

「問題ない」の意見には，争点や鑑定事項が明確であり分かりやすかったというものが多くみられた。

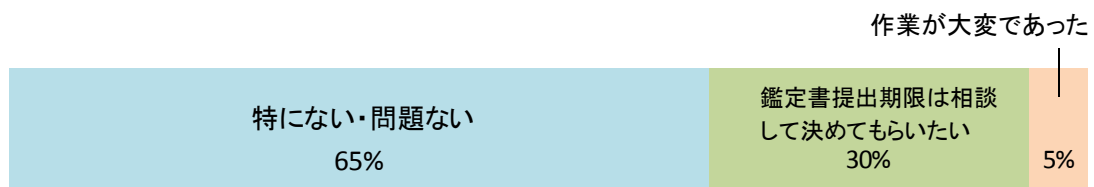
また，「その他」には，鑑定事項に的を得ていない部分が見られたという意見や鑑定事項を決めるに当たり鑑定人とやりとりをする際にはメールを活用するなどして鑑定人の負担に配慮すべきであるという意見もみられたほか，二者択一で回答できるようなものであれば早く鑑定書が出せると思うという意見もあった。

「鑑定のための資料」について

「問題ない」の意見には，判断に必要な資料がそろっていたというものが多く見られた。

また，「その他」には，資料が多いという意見が多く，次いで，争点や時系列を明確にしてもらいたいという意見が多くみられた。その余の意見として，カルテやデータ伝票，写真などは原本を見たかった，必要なものに整理されていなかった，長期間資料を保管することになり困ったという意見もあった。

問8 鑑定書や補充鑑定書を作成される際に何か感じたことはありますか。(鑑定人)



問9 鑑定書の内容について、法廷等で裁判官や代理人弁護士を交えて、あなたに対して質問をする手続（鑑定人質問）が行われましたか。(鑑定人)



鑑定人質問の感想について、具体的で分かりやすかった、裁判官、弁護士等が当方に出向いて質問を受けたが特に問題は感じられなかったという意見があった。

問 10 医事関係訴訟委員会に対して御意見，御要望や鑑定に関して

何か気付かれたことがありますか。(鑑定人)

次のような御意見をいただきました。

- ・裁判所の説明が丁寧であった。
- ・今後も協力していきたい。
- ・今までに比べると随分スムーズになった。
- ・審理経過は随時連絡してほしい。
- ・書記官の交替の際に引継が十分されていない点があった。
- ・鑑定人の役割は詳細に説明してもらいたい。
- ・判決を書く前には，鑑定書の趣旨を確認してもらいたい。
- ・当事者は重要な点を主に議論してもらいたい。
- ・社会の要請と考えて引き受けたが，時間的な負担が思ったよりも重かった。
- ・日頃から各学会と裁判所の間で更に情報共有が図られるとよい。